

## 公金収納のキャッシュレス化推進に係る

### 広報物及び動画制作業務委託企画提案募集要領

- 1 委託業務名  
公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託
- 2 趣旨  
県においてキャッシュレス化を推進するにあたり、広く県民に対し、キャッシュレスの手段（窓口での支払いや電子申請）を知っていただき、かつその利便性を訴えて利用を拡大していくための広報物（ポスター・チラシのデザイン）及び動画を作成する。
- 3 契約予定額  
2, 189, 000円（消費税及び地方消費税相当分を含む）を上限とする。
- 4 委託業務の内容  
別紙：公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画作成業務委託仕様書のとおり
- 5 作業条件  
(1) 「2 趣旨」に記載の目的を達成するため広報物及び動画制作を実施すること。  
(2) 本県職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。
- 6 応募資格  
応募できるのは、次の項目のすべてを満たす者とする。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。  
(3) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。  
(4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に係る入札に参加できる資格のA等級、B等級及びC等級で登載された者であること。  
(5) 過去3年間に動画制作業務を契約した実績を有している者で、かつ国又は地方自治体と二つ以上の業務を契約した実績を有している者であること。
- 7 企画提案参加申込書の提出  
公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託企画提案参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

- (1) 提出方法  
持参、郵送又は電子メール  
(提出先)  
埼玉県出納総務課 財務会計制度担当  
(住 所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
(電 話) 048-830-5739  
(メール) [a5710-14@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5710-14@pref.saitama.lg.jp)  
※電子メールの場合は必ず着信確認の電話をすること  
※電子メールの場合は押印不要
- (2) 提出期限  
令和6年5月27日(月)午後5時00分まで  
ア 持参の場合 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分  
イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着のこと
- 8 質問事項の受付  
募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。
- (1) 受付期間  
令和6年5月17日(金)午後3時00分まで
- (2) 受付方法  
公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託企画提案募集要領の内容に関する質問書(別紙様式2)に記入の上、電子メールで提出すること。  
(提出先アドレス) [a5710-14@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5710-14@pref.saitama.lg.jp)
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和6年5月22日(水)までにホームページ上に掲載する。  
なお、電話による質問には、原則として応じないので注意すること。
- 9 企画提案書等の提出  
企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。
- (1) 公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託企画提案書(別紙様式3)  
ア A4版片面カラーで作成すること。  
イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。  
ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。  
・ 公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報動画絵コンテ案  
・ ポスター・チラシのデザイン案  
・ ポスター・チラシのデザイン作成及び動画制作のスケジュール案  
・ 運営体制  
・ 本業務の目的を達成するための独自の企画提案
- (2) 契約履行実績書(別紙様式4)  
過去3年間に動画制作業務を契約した実績を有している者で、かつ国又は地方自治体と二つ以上の業務を契約した実績を有している者であること。
- (3) パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの
- (4) 見積書(様式自由)  
ア 項目、単価等を明らかにした積算内訳とする。  
イ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。

- ウ 金額は、消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計金額とする。
- エ 企画提案書に記載の内容は全て計上する。

(5) 誓約書（別紙様式5）

1 0 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

電子メールにより「1 4 担当者連絡先」のメールアドレスあてに提出すること。電子メールの件名は「【提案書等】公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画制作業務委託」とすること。

また、必ず着信確認の電話をすること。

(2) ファイル形式

提案書のファイル形式は、PDF形式とすること。

(3) 提出期限

令和6年6月11日（火）午後3時00分まで

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

1 1 契約先候補者の選定方法

応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

(1) 決定方法

ア 県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査する。

イ 当該審査の結果、順位の合計点が最も少ない提案者を契約先候補者に決定する。

ウ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。

エ 審査結果は提案者に書面で通知する。なお、当該審査についての問い合わせには応じない

(2) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

1 2 契約先候補者の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、順位の合計点が最も少ない提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、順位の合計点が2番目に少ない者と改めて協議を行うこととする。以下同様の方法により、順位の合計点が3番目に少ない者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

1 3 その他留意事項

提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出（到達）したもの

オ 書留以外の方法で郵送されたもの

カ 「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

キ 参加申請書に申請者の記名のないもの

ク 予算額上限額を超える金額で見積書を提出したもの

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの

#### 1 4 担当者連絡先

埼玉県出納総務課 財務会計制度担当

電話 048-830-5739

メールアドレス [a5710-14@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5710-14@pref.saitama.lg.jp)